

# 組合・学習会

## 裁量労働制と

## 時間外労働について



富山大学では平成30年度から教養教育を初めとして教育体制の大きな制度改革が行われ、担当コマ数の増加、第6時限（18:10～19:40）の新設による夜間授業の増加、キャンパス間の長距離の移動など、教育職員の労働強化が予想されています。

現在、富山大学の教育職員は裁量労働制を適用されていますが、新しい状況のなかで「時間外」の労働が増えた場合、どのように対応すべきかを検討しなければなりません。

そのため、富山大学教職員組合では学習会をすることになりました。

この機会に、自分たちの労働時間について学んでみましょう。教員だけの問題ではありません。是非、事務職員の方もご参加ください。



**講師：長山泰秀氏**（全国大学高専教職員組合：書記長）

とき：2017年11月1日（水）18:30～

場所： 経済学部 7階大会議室

\*夕食を用意しますので、教職員組合へ参加申込をしてください

富山大学教職員組合

TEL 076-445-6023 (FAX 兼用)

メール [toyama@tu-union.org](mailto:toyama@tu-union.org)